

最重要！会員研修会の開催
2026年9月30日 第1回目



就業に係る大切な研修です
第1回目は347名の会員が
受講し知識を深めました！

公益社団法人
茨木市シルバー人材センター

最重要研修会

こども性暴力防止法
の研修会

本法律は、教育・保育・福祉等の現場において、こどもが性暴力の被害を受けることを防ぎ、安心できる環境をつくることを目的とされ、こどもに関わる事業者に対して性暴力を未然に防ぐ仕組みを義務付ける法律で、本年12月25日に施行される予定です。

当センターにおいても教育・福祉などこどもと接する業務がこの法律に該当します。研修会では、弁護士の先生が本法律をわかりやすく説明します。



令和8年 9月30日 水
午前の部: 10:30 ~ 12:00
午後の部: 15:00 ~ 16:30

場 所: クリエイトセンター(市民総合センター)1F センターホール

講 師: 大阪瓦町法律事務所代表 弁護士 橋本 亮太 氏

参加要領

- 対 象: 当センター会員、特にこどもと接する業務会員(教育・保育・福祉等)の参加は必須となりますので必ず受講してください。
- 参加方法: 下の「参加申込書」を茨木市シルバー人材センターへ持参またはFAXにて期限内に提出(電話申込可)。
- 申込期限: 9月28日(月) 午後5時まで
- 定 員: 午前・午後の部、各426名(定員になり次第受付終了)

「子ども性暴力防止法の研修会」参加申込書

申込日: 令和8年 月 日

会 員 番 号		お 名 前	
電 話 番 号		参加希望時間	☐ 午前の部 ・ ☐ 午後の部

個人情報保護法の定めに従い、申込書に記載された個人情報は適正に保護および管理をおこないます。ご本人の同意がない限り第三者に提供しません。また、提出された「申込書」は本催し終了後、速やかに適正な廃棄処分をおこないます。

講師 弁護士 橋本亮太氏



性暴力による
被害と影響

「生涯にわたる」「回復し難い」「重大な」影響
(著しい人権侵害)

※大人が考える以上に深刻な影響

- ・信頼していた大人からの被害
- cf 支配性・継続性・閉鎖性

※被害が埋もれがち

- ・被害を理解できない場合も
- ・打ち明けることへのおそれ (関係性)

→ こどもの立場・心身の成長段階を
適切に理解した行動を！



重要なお知らせ 9月30日開催の本研修会に参加
されていない方は、必ず受講してください！！

こども性暴力防止法 の研修会

本法は、教育・保育・福祉等の現場において、こども性暴力の被害を受けることを防ぎ、安心できる環境をつくることを目的として、こどもに被害が及ぶおそれがある場合等に、被害者に対する支援を行う法律で、本年12月25日に施行される予定です。

当センターにおいて、児童・生徒などこどもに被害する行為がその法律に該当します。研修会では、弁護士の先生が本法律をわかりやすく説明します。

講 師 弁護士 橋本 亮太 氏
大塚五司法務事務所代表

開催日時	場 所	定 員	時 間
10月30日(金)	グレイトセンター 1F センターホール	426名	午前の部 10:30~12:00 午後の部 15:00~16:30
11月12日(木)	グレイトセンター 2F 多目的ホール	125名	午前の部 10:30~12:00 午後の部 15:00~16:30
12月25日(金)	グレイトセンター 1F センターホール	426名	午前の部 10:30~12:00 午後の部 15:00~16:30

参加要項

- 対 象: 前回の研修会(9月30日開催)に参加していない会員の方は、必ず受講してください。
- 参加方法: 下の「参加申込書」を茨木市シルバー人材センターへ持参または、下記にて期間内に提出(電話申込可)。
- 申込期限: 各開催日の1週間前まで。

「子ども性暴力防止法の研修会」参加申込書

会員番号	お名前	申込日: 令和5年 月 日
参加希望日	☐ 10月30日 ☐ 11月12日 ☐ 12月25日	参加希望時間 ☐ 午前の部 ☐ 午後の部

※本研修会に参加する方は、申込書に必要事項を記入し、研修会当日までお持ち帰りください。ご自身の所属が不明な場合は、研修会当日に会場にお越しください。また、申込書に記入した情報は、研修会の運営にのみ利用され、他への提供はいたしません。